平成２６年（フ）第１４８号
札幌市中央区北５条東２丁目１番地７
破産者　学校法人中村学園
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８９号
栃木県栃木市富士見町４番30号
破産者　大島　佐一
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０１号
栃木県真岡市小林803番地、前住所栃木県宇都宮市西川田本町２丁目８番28号ネイブレインＳＡＮＴＡ　Ａ棟11号室
破産者　満天の風こと　水沼　竜一
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４２号
栃木県宇都宮市宝木本町2132番地
破産者　大東虎ノ門設計株式会社
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４９号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3150番地３
破産者　成井　広行
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６号
栃木県宇都宮市日の出２丁目２番12号　サンライズＢ102号室、開始決定時の住所栃木県日光市所野2854番地
破産者　晝間　大輔
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４８号
栃木県宇都宮市幕田町1261番地１
破産者　有限会社イーグルゴルフ
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市双葉３丁目20番１号　東原市営住宅７号棟24号室
破産者　小野　浩章
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８号
埼玉県越谷市三野宮559番地
破産者　有限会社ナリタ電材
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
埼玉県越谷市増林２丁目454番地９
破産者　カーテント株式会社
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
埼玉県草加市弁天１丁目８番36―102号
破産者　有限会社エーティーエー・プロデュース
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０７３号
東京都八王子市下恩方町1056番地３
破産者　株式会社栄進モールド
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０７４号
東京都八王子市宮下町1058番地２
破産者　京久保　博
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
広島県庄原市高野町新市703番地の２
破産者　有限会社高井商会
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第２０４８号
神奈川県藤沢市石川１丁目32番地の１
破産者　湘南ハウスサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８３号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄743番地１
破産者　小島　夏樹
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８８号
岐阜市加納矢場町２丁目37番地
破産者　株式会社クレアンヌ
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９３１号
福岡市博多区博多駅東１丁目３番３―501号
破産者　川口　智恵（旧姓小川）
1　決定年月日　平成26年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５０２号
福岡市南区三宅１丁目７番９号
破産者　貞包　浩寿
1　決定年月日　平成26年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１３号
福岡県春日市千歳町３丁目30番地23福寿コーポ101号
破産者　古城戸重太郎
1　決定年月日　平成26年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

第明治三十五種郵便物認可